

# 福島県山村振興基本方針

平成29年2月

福島県

# 目 次

ページ

I	地域の概況	
1	振興山村の概要	1
2	自然的条件	3
3	社会的及び経済的条件	5
II	現状と課題	
1	山村振興対策の実施状況と評価	10
2	山村振興の現状と今後の課題	12
3	東日本大震災と福島第一原発事故	13
III	振興の基本方針及び振興施策	
1	振興の基本方針	14
2	振興施策	
(1)	交通施策に関する基本的事項	15
(2)	情報通信施策に関する基本的事項	17
(3)	産業基盤施策に関する基本的事項	19
(4)	経営近代化施策に関する基本的事項	21
(5)	地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	23
(6)	文教施策に関する基本的事項	24
(7)	社会、生活環境施策に関する基本的事項	26
(8)	高齢者福祉施策に関する基本的事項	29
(9)	集落整備施策に関する基本的事項	30
(10)	国土保全施策に関する基本的事項	31
(11)	交流施策に関する基本的事項	33
(12)	森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	36
(13)	担い手施策に関する基本的事項	38
(14)	鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	40
(15)	その他施策	41
IV	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	42

# 山村振興基本方針書

都道府県名	福島県
作成年度	平成28年度

## I 地域の概況

### 1 振興山村の概要

本県においては、山村振興法に基づき指定された「振興山村」は、全 59 市町村のうち 37 市町村（94 地域）であり、振興山村地域が県全体に占める割合は、市町村数で約 63%、面積では約 57%、人口では約 10%となっています。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	59	37	62.7%
面 積	13,783.75k m <sup>2</sup>	7,820.15k m <sup>2</sup>	57.0%
人口	2,029,064 人	192,975 人	9.5%
若年者比率(15～29 歳)	14.5%	12.4%	—
高齢者比率(65 歳以上)	24.9%	31.0%	—

(注) 市町村数は、平成 27 年 4 月 1 日現在。

出典：面積は 2015 年農林業センサス。人口は平成 22 年国勢調査。

本県の振興山村の指定状況

	現市町村名	旧市町村名 (注 1)	指定地域名 (旧町村名) (注 2)
1	福島市	福島市	大笹生村、土湯村、中野村、茂庭村、庭坂村、水原村
2	会津若松市	会津若松市	東山村、大戸村、玉路村、湊村
3	郡山市	郡山市	三代村、福良村、赤津村
4	いわき市	いわき市	入遠野村、田人村、沢渡村、三阪村、川前村
5	白河市	白河市	古関村
		大信村	大屋村
6	喜多方市	喜多方市	岩月村
		熱塩加納村	熱塩村、加納村、朝倉村、
		山都町	木幡村、一ノ木村、早稲谷村、朝倉村
7	相馬市	相馬市	山上村、玉野村
8	田村市	都路村	都路村

9	南相馬市	原町市	石神村、
		鹿島町	上真野村
10	川俣町	川俣町	飯坂村、小綱木村、大綱木村、山木屋村
11	大玉村	大玉村	玉井村
12	天栄村	天栄村	大里村、牧本村、湯本村
13	下郷町		全域
14	檜枝岐村		全域
15	只見町		全域
16	南会津町		全域
17	北塩原村		全域
18	西会津町	西会津町	野沢町、下谷村、睦合村、宝坂村、奥川村
19	猪苗代町	猪苗代町	吾妻村
20	柳津町		全域
21	三島町	三島町	宮下村
22	金山町		全域
23	昭和村		全域
24	会津美里町	会津高田町	尾岐村、東尾岐村
25	西郷村		全域
26	棚倉町	棚倉町	高野村、山岡村、近津村
27	矢祭町	矢祭町	豊里村、高城村
28	埴町	埴町	笹原村、高城村
29	鮫川村		全域
30	小野町	小野町	夏井村
31	広野町		全域
32	檜葉町	檜葉町	木戸村
33	川内村		全域
34	大熊町	大熊町	大野村
35	浪江町	浪江町	大堀村、津島村
36	葛尾村		全域
37	飯舘村		全域

(注 1) 旧市町村：平成 11 年時点の市町村区域（平成の大合併前）

(注 2) 旧 町 村：昭和 25 年時点の町村区域（山村振興法及び特定農山村法の基準による）。振興山村は旧町村単位で指定しています。

## 2 自然的条件

### (1) 地理、地勢

本県は、東北地方の最南部に位置し、北は宮城、山形県、南は茨城、栃木、群馬県、西は新潟県に接し、東は太平洋に面して海岸線が広がり、東京から概ね 200 キロメートル圏内に位置しています。

県土の面積は、北海道、岩手県に次いで全国第 3 位の広さ (13,783.75km<sup>2</sup>) を有し、森林面積が約 7 割を占め、南北に走る阿武隈高地と奥羽山脈により会津、中通り、浜通りの 3 つの地方からなっています。

また、中通りを南から北へ流れる阿武隈川、会津地方を西流する阿賀川などの河川や、県土のほぼ中央に位置する全国第 4 位の広さの猪苗代湖、磐梯山周辺の多くの湖沼群など豊かな自然環境を有しています。

なお、本県の振興山村は、阿武隈高地と奥羽山脈の二つの山系と、会津盆地の平野部を除く会津地方に集中しており、その地域数は 94 地域 (旧町村区域) となっています。

また、振興山村を含む市町村数は 37 市町村となっており、方部別では、会津地方が 17 市町村のうち 14 市町村、中通り地方は 29 市町村のうち 13 市町村、浜通り地方は 13 市町村のうち 10 市町村で、面積は 7,820.15km<sup>2</sup> (全県面積の 56.7%) となっています。

#### ○本県の振興山村の面積と人口

**【県全体】** 面積 13,783.75km<sup>2</sup>  
人口 2,029,064 人

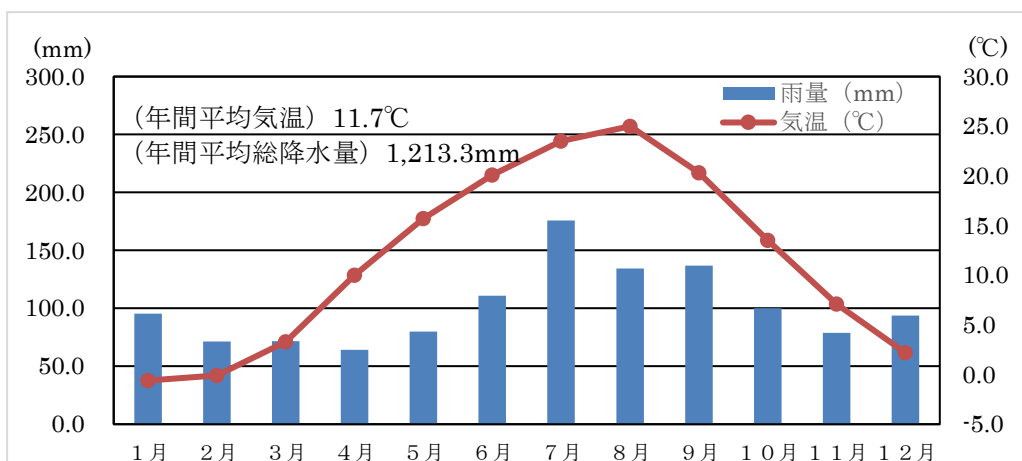
**【振興山村】** 面積 7,820.15km<sup>2</sup>  
人口 192,975 人  
37 市町村 94 地域

### (2) 気候

本県は、南から北へ連なる奥羽山脈と阿武隈高地によって、会津地方、中通り地方、浜通り地方の 3 つの地方に分けられ、地方ごとに気候は大変違います。

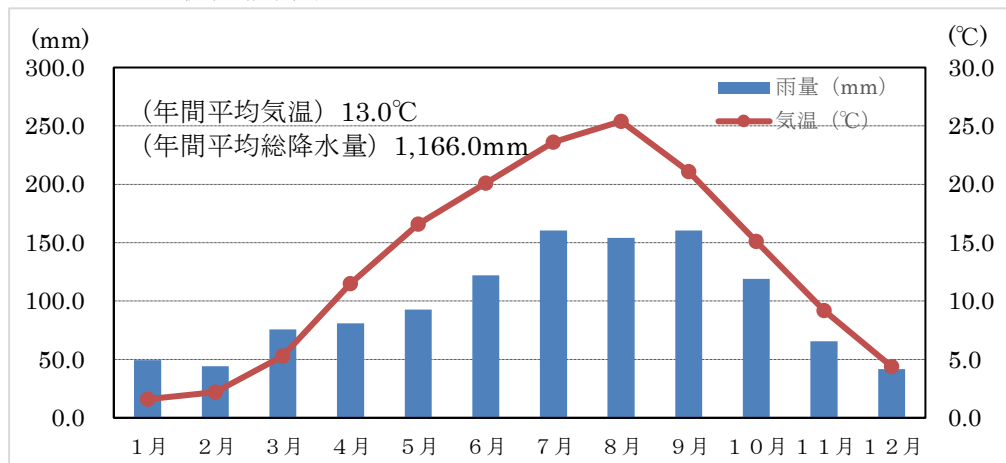
会津地方は、日本海側の気候で、夏は山間部では涼しくなりますが盆地では蒸し暑くなり、冬は積雪量が多く気温もかなり低くなります。

〈会津地方の気候〉 会津若松市



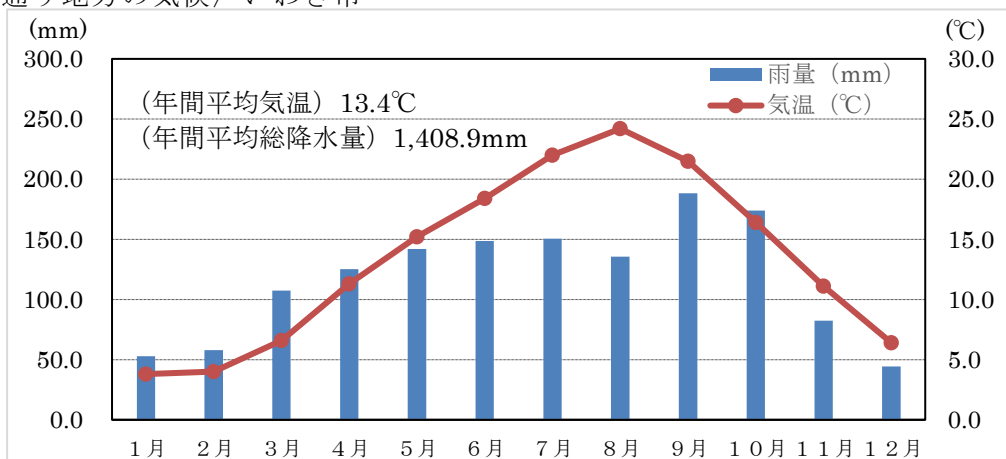
中通り地方は、日本海側と太平洋側の気候の中間の気候で、夏は山間部ではそれほど暑くなりませんが盆地ではかなり蒸し暑くなり、冬は冷たい風が吹き雪も降ります。

〈中通り地方の気候〉 福島市



浜通り地方は、太平洋側の気候で、梅雨の時期と秋に雨が多く、夏は海からの涼しい風が吹きそれほど気温が上がらず、冬は県内で一番暖かく山沿いを除き雪はほとんど降りません。

〈浜通り地方の気候〉 いわき市



出典：気象庁（気象データ 2015）

### 3 社会的及び経済的条件

#### (1) 人口の動向

本県における振興山村の人口（H22）は、県総人口（H22）が約 202.9 万人に対し、約 19.3 万人と約 1 割となっています。人口の増減については、総人口がH22/H12 で 4.6%の減少となっているのに対して、振興山村における人口は 10.9%の減少となっています。

年齢構成でみると、14 歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより年々減少しており、全県的には 19.1%の減少に対して、振興山村では 28.3%の減少となり、この地域の少子化が顕著となっています。

また、65 歳以上の高齢者数は年々増加し、県全体の人口構成割合では 24.9%であるのに対して、振興山村では 31.0%と高くなっています。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
S50	229,517 (100%)	53,529 (23.3%)	149,439 (65.1%)			26,549 (11.6%)
H2	227,294 (100%)	44,473 (19.6%)	33,495 (14.7%)	45,708 (20.1%)	62,208 (27.4%)	41,410 (18.2%)
H12	216,684 (100%)	32,448 (15.0%)	32,387 (14.9%)	35,925 (16.6%)	59,251 (27.3%)	56,673 (26.2%)
H22	192,975 (100%)	23,239 (12.0%)	23,855 (12.4%)	28,416 (14.7%)	57,266 (29.7%)	59,880 (31.0%)

年度	県全体					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
S50	1,970,616 (100%)	474,099 (24.1%)	1,316,161 (66.8%)			180,356 (9.1%)
H2	2,104,058 (100%)	422,064 (20.0%)	1,377,857 (65.5%)			301,552 (14.3%)
H12	2,126,935 (100%)	341,038 (16.0%)	385,978 (18.1%)	393,674 (18.5%)	573,848 (27.0%)	431,797 (20.3%)
H22	2,029,604 (100%)	276,069 (13.6%)	294,567 (14.5%)	368,417 (18.2%)	573,474 (28.3%)	504,451 (24.9%)

出典：国勢調査（総数には年齢不詳も含まれているので、各年齢の合計とは一致しない）

## (2) 産業構造の動向

本県の産業別生産額の割合では、かつて中核的な産業であった第1次産業の生産額が昭和30年以降減少傾向にあります。県全体と比べて振興山村では、第1次産業の割合が高くなっています。

振興山村では、平地よりも農家の高齢化が進行しています。主な農産物は米で、地域特性を生かした野菜や果樹、園芸作物、畜産業等が行われています。

なお、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの自然や地域資源、産業等が被害を受けており、今後の再生と新たな活力の源となる産業の振興が課題となっています。

産業別生産額の動向

(単位：百万円)

年度	振興山村(※全域指定の市町村のみ)				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H17	377,510 (100%)	10,812 (2.9%)	110,557 (29.3%)	254,632 (67.5%)	7,812,406 (100%)	138,025 (1.8%)	2,520,286 (32.3%)	5,122,861 (65.6%)
H20	367,328 (100%)	11,756 (3.2%)	98,636 (26.9%)	255,229 (69.5%)	7,440,712 (100%)	144,721 (1.9%)	2,147,872 (28.9%)	5,113,545 (68.7%)
H25	421,901 (100%)	8,994 (2.1%)	126,125 (29.9%)	283,603 (67.2%)	7,174,617 (100%)	123,741 (1.7%)	2,374,307 (33.1%)	4,622,515 (64.4%)

出典：福島県統計課「福島県市町村民経済計算の概要」(全体には第1～3次産業に分類されないものも含まれているため各産業の合計とは一致しない)



平成 25 年の県内一人あたりの市町村民所得は 2,787 千円ですが、振興山村市町村（全域指定の山村市町村）では 2,756 千円と低位に留まっています。

産業別就業者数では、第 1 次産業の就業者数が大幅に減少しているものの、振興山村（全域指定の市町村）においては 15.0%が第 1 次産業に従事しており、県全体と比べて 7.4 ポイント高くなっています。

また、第 3 次産業就業者数は年々増加していますが、平成 22 年度の割合は県全体では 62.0%に対して、振興山村では 51.9%と 10.1 ポイント低くなっています。

産業別就業者数の動向 (単位：人)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1 次産業	2 次産業	3 次産業	全体	1 次産業	2 次産業	3 次産業
S50	127,125 (100%)	59,902 (47.1%)	31,999 (25.2%)	35,224 (27.7%)	982,838 (100%)	277,477 (28.2%)	288,168 (29.3%)	417,193 (42.4%)
H2	120,929 (100%)	29,640 (24.5%)	47,399 (39.2%)	43,887 (36.3%)	1,067,909 (100%)	151,443 (14.2%)	392,124 (36.7%)	523,179 (49.0%)
H12	114,910 (100%)	22,061 (19.2%)	45,479 (39.6%)	47,331 (41.2%)	1,060,924 (100%)	102,115 (9.6%)	368,425 (34.7%)	585,926 (55.2%)
H22	92,801 (100%)	13,916 (15.0%)	29,754 (32.1%)	46,996 (50.6%)	934,331 (100%)	71,428 (7.6%)	272,417 (29.2%)	560,520 (60.0%)

出典：国勢調査（全体には分類不能も含まれているため各産業の合計とは一致しない）

### (3) 土地利用の状況

平成 27 年度における振興山村の林野率は 83.3%であり、県全体の林野率 68.4%より 14.9 ポイント高く、振興山村の耕地等の割合は 2.2%となり、県全体と比べて 4.6 ポイント低くなっています。

#### 土地利用の状況

(単位：ha)

年度	振興山村					
	総土地 面積	耕地面積				林野面積
		田	畑	樹園地		
H12	782,858 (100%)	27,535 (3.5%)	19,959 (72.5%)	6,736 (24.5%)	842 (3.0%)	649,367 (82.9%)
H17	782,940 (100%)	25,645 (3.3%)	18,687 (72.9%)	6,256 (24.4%)	696 (2.7%)	648,832 (82.9%)
H22	778,827 (100%)	25,562 (3.3%)	18,289 (71.5%)	6,631 (25.9%)	637 (2.5%)	648,353 (83.2%)
H27	782,015 (100%)	17,261 (2.2%)	13,685 (79.2%)	3,097 (17.9%)	470 (2.7%)	651,692 (83.3%)

年度	県全体					
	総土地 面積	耕地面積				林野面積
		田	畑	樹園地		
H12	1,378,248 (100%)	133,779 (9.7%)	98,371 (73.5%)	28,368 (21.2%)	7,039 (5.3%)	943,544 (68.5%)
H17	1,378,275 (100%)	123,121 (8.9%)	92,091 (74.8%)	24,810 (20.2%)	6,220 (5.0%)	943,104 (68.4%)
H22	1,378,275 (100%)	121,488 (8.8%)	90,572 (74.6%)	25,057 (20.6%)	5,859 (4.8%)	942,516 (68.4%)
H27	1,378,375 (100%)	94,364 (6.8%)	73,351 (77.7%)	16,083 (17.0%)	4,929 (5.2%)	943,762 (68.4%)

出典：農林業センサス

### (4) 交通・通信等の状況

市町村道の改良等は、振興山村においても進んでいますが、地理的・経済的立地条件が不利であることから市町村道舗装率は県内平均と比べて低位傾向であり、下水道処理人口普及率や人口 1 万人当たりの医療施設数も低位に留まっています。

また、全国的に電子商取引が拡大し、電子マネーや携帯情報端末が普及するなど、日常生活に ICT（情報通信技術）が浸透していますが、振興山村においては、地理

的不利性や情報通信施設等の整備の遅れもあることから、情報格差を解消するための対策が必要となります。

#### (5) 財政の状況

振興山村市町村の財政構造は、歳入の基本となる地方税等の自主財源が乏しいため、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっており、財政力指数は振興山村以外の市町村と比較して低位となる傾向があります。

財政力指数

	財政力指数
振興山村	0.33
全  県	0.47

出典：振興山村 県市町村財政課「平成 26 年度財政状況資料集」

全県 「地方公共団体の主要財政指標一覧」

(注) 振興山村の数値は、全域指定の市町村のみ。

## II 現状と課題

### 1 山村振興対策の実施状況と評価

昭和 40 年に山村振興法が施行され、本県の振興山村においては、第 1 期山村振興対策から新法対策に至るまでの 6 期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきました。

現在では、37 市町村（94 地域）が振興山村として指定を受けており、第 6 期対策期間では振興山村の全てが山村振興計画の策定を行い、各種事業の導入など優遇措置を活用した振興対策により、国土や自然の保全、山村地域の経済力の培養、住民福祉の向上等を図っています。

山村振興対策事業費については、第 1 期対策期間の総事業費は約 440 億円となっており、1 市町村当たりの平均事業費は約 10 億円となっています。直近の第 6 期対策期間の総事業費は約 2,070 億円で、1 市町村当たりの平均事業費は約 56 億円となっています。

また、第 6 期対策期間における各施策別の実績額の割合については、国土保全施策、交通施策、社会・生活環境施策の順となっています。

なお、当初は、産業基盤施策や国土保全施策に重点が置かれ、市町村道、農林道、ほ場等の基盤整備が行われ、これにより産業の生産性向上や国土保全関連事業が展開されてきたほか社会・生活環境、教育の充実等が進められてきました。

近年では、社会・生活環境施策や交通施策などにも重点が置かれ、道路等の社会基盤整備の進展など一定の成果を上げてきましたが、振興山村における人口の減少や高齢化の進行による担い手不足や集落の活力低下などの課題を解消するまでには至っていません。

## 山村振興対策事業の実績

(単位：千円)

施策区分	事業費（実績）			
	1期対策 S41～47	2期対策 S48～53	5期対策 H11～16	6期対策 H17～25
①交通施策	3,047,096	6,423,000	20,098,215	44,995,814
②情報通信施策	166,857	73,000	404,405	4,162,293
③産業基盤施策	14,073,220	14,194,000	22,652,144	25,057,586
④経営近代化施策	1,070,372	1,057,000	1,743,921	1,590,995
⑤文教施策	5,285,676	4,590,000	3,291,610	11,719,585
⑥社会、生活環境施策	3,342,540	6,220,000	28,490,427	44,172,936
⑦集落整備施策	-	-	479,664	354,476
⑧国土保全施策	16,327,090	12,230,000	6,036,678	72,086,690
⑨交流施策	594,048	631,000	2,983,651	2,540,348
⑩保全施策（再掲）	-	-	4,097,981	8,709,141
⑪担い手施策	-	-	30,885	191,729
⑫鳥獣被害防止施策	-	-	-	0
⑬その他施策	105,081	526,000	216,098	137,510
合計	44,011,980	45,944,000	86,427,698	207,009,962

## 2 山村振興の現状と今後の課題

本県の振興山村においては、農林水産物の価格の低迷や後継者不足に加えて、生活環境の整備が他の地域に比較して依然十分には行われていない状況です。このため、若年層を中心とする人口の流失と少子化・高齢化も進行し、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっています。

今後の山村振興に当たっては、ハード的な事業も必要ですが、地域資源を生かし、人の活動のためのソフト的な事業を積極的に導入していく必要があります。さらに、地域の担い手不足や高齢化については、担い手育成関係の事業を推進するとともに、高齢者が働ける環境整備を行う必要があります。

また、都市部との格差是正に加え、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進を目指し、自然環境の保全に配慮した産業基盤や生活環境の整備を推進する必要があります。さらに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図ることも必要です。

### 3 東日本大震災と福島第一原発事故

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、農林漁業者を含む多くの住民が避難を余儀なくされました。未だに帰還の見通しが立てられず、将来への強い不安の中、復興に向けた第一歩に踏み出せない状況に置かれている方も少なくありません。

大震災とそれに伴う津波により多くの農林水産関連施設が被害を受けました。また、原発事故では大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場や農林水産業関連の施設等が汚染され、避難指示や放射性物資の汚染状況により復旧作業が遅れています。そのため、これらの地域では農地や森林の荒廃が進んでいます。

振興山村においても、長期間にわたる避難や放射性物質による農林地等の汚染、農林水産物の風評被害の発生等が原因となり、経営再開を断念する農林漁業者等の増加が憂慮されています。

### Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

#### 1 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしているとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は我が国全体にとって重要な課題です。

また、美しい景観の整備及び地域文化の振興、地域間交流の促進、情報化の推進等を図ることにより、個性豊かな社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割は益々重要なものとなってきています。

しかしながら、後継者不足や担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきています。そのため、山村地域の役割や直面している課題等を考慮し、山村地域を支えるという視点から、それぞれの立地条件を生かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていきます。

これらを達成するため、次の 5 つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施します。

#### **基本目標**

- ① 「人づくり」は、地域の活動に必要な最も重要な要素であるという観点から、「担い手施策」「文教施策」などにより、地域の担い手を育て山村地域の活性化を図ります。
- ② 「くらし」は、利便性があり安定した安全で安心な生活が営まれることが必要であり、「交通施策」「社会、生活環境施策」などに取り組みます。
- ③ 「地域産業」の振興は、山村地域の主要な産業である農林業を中心に「産業基盤施策」「経営近代化施策」などにより産業の活性化を図ります。
- ④ 「地域づくり」は、それぞれの地域が主体となって各種施策を展開できるよう支援し、「集落整備施策」により集落機能の維持への取り組みや、「交流施策」などにより地域間の交流などを図ります。
- ⑤ 「環境」は、自然との共生を図るため「国土保全施策」などによりその自然の持つ機能を保全し、人の生活と自然が調和した山村社会の構築を目指します。



## 2 振興施策

### (1) 交通施策に関する基本的事項

#### ア 本県の道路の状況と基本方針

本県における道路網は、中央を南北に縦貫する東北自動車道と、東西に横断する磐越自動車道を中心に、7つの生活圏を結ぶ主要幹線道路及びその周辺道路の整備が進み、各産業の発展と県民生活の利便の向上が図られてきました。

振興山村における市町村道や農林道などについても、これまで整備が進められてきたところですが、近年特に過疎化や少子高齢化等による農林業を中心とした産業の活力低下が見られ、農林業を中心とした産業振興や現状を踏まえた地域の活性化のためには、引き続き国県道や市町村道、農林道及び集落道の整備が必要となります。

さらに、これらの道路網については、生活圏の広域化から通勤道路としての役割や、交流観光産業の発展による観光産業の基盤としての役割、その他景観道路としての役割など、多様な機能や用途が求められてきており、それぞれの地域の実情と特性に応じた道路の整備を行います。

#### イ 本県の道路整備

本県では、広域道路整備基本計画やふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）等に基づき、高規格幹線道路や広域的な幹線道路等の整備が行われていますが、ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）の5本の柱である、「活力」、「安全」、「管理」、「暮らし」、「環境」などの要件を念頭に整備を進め、振興山村等の活性化を図ります。

また、それに接続する農林道などの周辺道についても、これらの多様な要件を念頭に整備を行います。

#### ウ 市町村道の整備

産業の振興や日常生活などで、緊急に整備を必要とする市町村道については、その整備が円滑に実施されるよう支援していきます。

また、山村振興に資する基幹的な町村道については、必要性・緊急性を総合的に勘案して、県代行事業による整備を行います。

#### エ 生活交通の確保

##### ①生活バス対策

振興山村における高齢者及び児童・生徒等の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、路線バス・スクールバス等の維持・確保を促し、地域の状況に応じた支援を行います。

##### ②鉄道対策

JR 在来線である東北本線、常磐線、磐越東線、磐越西線、水郡線及び只見線については、日常生活を支える交通手段となっていることから、駅のバリアフリー

化等利便性の改善を促進するとともに住民の利用促進を図ります。

また、第三セクター鉄道の会津線及び会津鬼怒川線については、生活路線のほか観光路線としての観点からも利用を促進し、沿線地域の活性化を図ります。

### ③豪雪地帯対策

会津地域を中心とする豪雪地帯においては、冬期間における安全で円滑な道路交通や公共交通機関の確保が、住民生活や産業経済活動の向上を図る上で、極めて重要な課題となっています。

このため、「福島県豪雪地帯対策基本計画（第三次）」等に基づき、道路整備や除雪体制を充実するとともに、消融雪施設、雪崩防止柵、スノーシェッド等の防雪施設の整備等を推進します。

## (2) 情報通信施策に関する基本的事項

### ア 振興山村における情報通信施策の基本方針

現在、情報の伝達手段としては、従来からの固定電話に加え、携帯電話やインターネットなどの新たな伝達手段が広く普及し、活発な情報交換が行われていますが、振興山村においては、未だ携帯電話の通話エリアとなっていない地域が多々見られることや、インターネットの利用においてブロードバンド通信を可能とする光ファイバー網等の整備が進んでいないなど、情報通信基盤の整備が遅れているのが現状です。

こうした振興山村におけるさまざまな不利的条件の解消と地域の活性化を図るためには、少子・高齢化していく地域の状況に合わせ、今後ますますの進展が見込まれるICT 技術を活用し、様々な施策を講じていく必要があります。

そのために、面積が広大で山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅など様々な分野で情報化を図るとともに、高度情報通信社会に対応したひとつづくりやインターネット等情報通信ネットワークを利用できる基盤整備を進めます。

### イ 情報通信基盤（ハード）の整備

#### ①携帯電話通話エリアの拡大

携帯電話サービスについては、振興山村における利用エリアの拡大が図られるよう移動通信用鉄塔の施設整備を促進します。

#### ②ブロードバンド・インターネット接続環境の整備

インターネット等を活用したさまざまな情報の受発信ができるよう、振興山村における光ファイバー網の整備等、ブロードバンド・インターネット接続環境の整備を促進します。

### ウ 情報通信システム（ソフト）の整備

#### ①行政サービス

インターネットを利用したオンラインによる申請や届出を可能とする「ふくしま県市町村共同電子申請システム」のさらなる普及拡大を促進するとともに、公共工事等の電子入札が可能なシステムの整備を図るなど、時間や場所に制約されない電子的な行政サービスの拡充を図ります。

#### ②産業振興

インターネットを通じた農業技術情報や新規就農情報、病虫害防除情報等の発信により、農林水産業を幅広くサポートします。

また、新規起業者を支援するため、各種施策情報や相談サービス等を提供するシステムの充実を図ります。

#### ③医療

災害時を含めた救急医療体制を整備するため、救急医療情報センターを中核に、

県内全域の救急・へき地医療機関等をオンラインで結び、ホームページ上で各種救急情報や医療機関等の情報を提供します。

また、地域格差のない高度な医療の確立と重症患者搬送時の迅速な対応を図るため、地域医療機関と県立病院等を高速回線で結ぶ遠隔医療システムの整備を図ります。

#### ④教育

いつでもどこでも学べる学習環境を整備するため、インターネットを活用した在宅型生涯学習講座の配信サービスや、県内における生涯学習関連情報等を提供します。

また、コンピュータを活用した教育用コンテンツを作成し、インターネットを通じて学校・家庭等へ提供することにより、ICT 技術を活用したわかりやすい授業、学習環境の推進を図ります。

### (3) 産業基盤施策に関する基本的事項

#### ア 本県の産業基盤整備の現状と基本方針

本県における産業構造については、農林水産業を中心とした第1次産業から新たな産業分野を含む第2次、3次産業への移行が進んでいますが、振興山村においては、農林業は依然として主要な産業として地域の人々の生活を支えており、農林産物の供給はもとより、森林や農用地を活用することで森林・農業が持っている多面的機能を維持する役目も果たしています。

しかしながら、農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっています。

このような状況を踏まえ、本県においては、振興山村の人々の生活を守るとともに、水源かん養や国土保全などの多面的機能を維持し、県民全体の生活を守るほか、自然環境を保護していくために、農林業の振興を図り、他産業の基盤整備と併せて計画的な産業基盤整備を行います。

#### イ 農林業等の基盤整備

##### ①農・林道等の整備

農業生産活動における生産性の向上、流通の合理化、農村の生活環境の改善などを図るため、農道の整備を行います。また、市町村が管理する基幹的な農道の一部については、工事の規模、接続道路の規格、集落の規模等を勘案して代行により整備を行います。

また、森林の持つ多面的機能の発揮に向けた森林整備の推進や林業経営の効率化、山村の生活環境の改善に資するため林道の整備を行います。また、市町村が管理する基幹的な林道の一部については、工事の規模、接続道路の規格、集落の規模等を勘案して代行により整備を行います。

さらに、一・二級以外の市町村道で農業集落内の連絡道路である、いわゆる集落道についても、山村の生活環境の改善のため整備を行います。

##### ②農業生産基盤の整備

農業生産にとって基礎的資源である農業用水の確保と農用地の整備を行うとともに、農産物等の輸送条件を改善し、併せて農村の生活環境を改善するため、農業水利、農用地、集出荷等に関する諸条件を地域の実態に即してきめ細かに整備します。

##### ③農林施設等の整備

地域の特性を生かした農林産物の生産やそれらを活用した加工品を生産・流通・販売できる施設等の整備を行います。

#### ウ 地場産業の基盤整備

地域の資源を生かした産業の振興を図るため、伝統的工芸品等の生産・流通する

ための施設等の整備を行い、地域が誇れるふるさと製品の販売を促進し、長年培われてきた地場産業の振興を図ります。

エ 生活環境の基盤整備

振興山村に生活する人々が、快適で安心した暮らしができ、U J I ターンによる定住が促進されるよう、情報通信、環境、医療、教育、福祉など様々な産業の基盤整備を行います。

#### (4) 経営近代化施策に関する基本的事項

##### ア 経営近代化の基本方針

振興山村における産業のうち、農林業は、地域の資源を活用できる産業であり、その基盤である農林地は、農林産物の供給はもとより、県土の保全機能、水源かん養機能、環境保全機能など様々な公益的機能を有するほか、美しい景観の維持・形成を図る上で重要な役割を担っています。

このため、このような地域資源を活用した農林業等の産業の活性化を図り、並びに農林地が適正に維持・管理されることによる森林や農業の有する多様な機能の維持を図るため、農林業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開します。

##### イ 農業経営の近代化

###### ① 安定的な農業経営の確立

農業経営の安定化に向け、「人・農地プラン」の作成及び農地中間管理事業等の活用による担い手への農地利用集積等の推進や農業機械・施設の共同利用等による生産コストの低減を図り、安定的な農業経営の確立を図ります。

###### ② 担い手の育成

農業の中核的な担い手を「認定農業者」として育成するとともに、特定農業法人等の農業生産組織の育成・発展を図り担い手の育成に努めます。

###### ③ 経営体の基盤強化

収益性のある6次産業化の取組や地域資源を活用した高付加価値型農業を推進するとともに、経営規模拡大による経営体の基盤強化や生産活動の活性化を図ります。

###### ④ 生産流通体制の強化

農業生産の効率化と拡大を図るため、農業施設等の整備を推進します。

また、流通体制の強化を図るため、集出荷施設の整備を推進します。

###### ⑤ 持続性の高い農業生産方式の導入促進

たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進し、環境と調和のとれた農業を推進します。

##### ウ 林業経営の近代化

###### ① 県産木材等の安定供給体制の整備

県産木材等の安定供給を推進するために、林業関係者の連携強化を図り、作業道、特用林産物施設等の整備を行うとともに、高性能林業機械を導入し、素材生産コストの低減に努めます。

また、木材乾燥施設や高次加工施設の導入を進めるなど、木材産業の基盤強化を

図ります。

②県産木材等の需要拡大

県産木材のブランド化や間伐材の有効利用を図り、県産木材の利用を推進します。

また、きのこ類など県産特産林産物については、新たな品種の開発を行い、栽培技術の普及を図るとともに、加工品の開発や、展示・販売施設との連携強化を促し、需要拡大を図ります。

③林業事業者の育成強化

県、市町村、林業関係団体が連携し、森林施業の中核的担い手としての森林組合の育成強化に努めるとともに、組織の合理化・運営体制の強化を支援します。

また、経営基盤安定のための資金の貸し付けや新規就業者確保のための研修を行うなど、林業事業者の経営基盤の強化を図ります。

④林業担い手の育成

施業の集約化を行い、地域のリーダーを育成するとともに、林業従事者の育成・確保に対する支援を行います。



## (5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

### ア 地域資源の活用の基本方針

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図ります。

また、グリーン・ツーリズムやクラインガルテン（滞在型市民農園）などを活用して、首都圏などの都市住民を対象とした体験・交流型の観光関連産業の活性化を図ります。

### イ 特産物の生産振興

地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興を推進します。

また、繊維・木製品・食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進を図ります。

### ウ 新たな産業の育成

地域資源を生かしたふるさと産品の開発など地域産業6次化の取組や、木質バイオマスを始めとする再生可能エネルギーなど新たな産業の育成を推進します。

また、企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進を図ります。

### エ 観光関連産業の振興

本県には、温泉、ゴルフ場、スキー場などの観光レクリエーション施設が豊富にあるとともに、相馬野馬追、会津田島祇園祭を始めとする伝統文化、鶴ヶ城、白水阿弥陀堂を始めとした文化財など特色ある地域資源に恵まれており、これらの観光資源などを活用して、グリーン・ツーリズム、教育旅行などを推進し、交流人口の拡大を図ります。

## (6) 文教施策に関する基本的事項

### ア 振興山村における教育振興の基本方針

本県の振興山村においては、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、都市部に比べて児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっています。

このような状況の中、教育の重要性は一段と増しており、一人ひとりの児童生徒の個性や能力に応じた意欲的で主体的な学習態度の育成や、地域との関わりを重視した教育諸条件の整備・改善が求められています。

また、振興山村という不利性から教育を受ける条件について、他の地域との格差が生じることのないよう教育環境の整備に努めます。

さらに、地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進するとともに、地域の特色を生かした社会教育施設等の有効利用を推進します。

### イ 教育施設の整備

地域の実情に応じて適正な学校配置を行う等、社会の変化に対応した学習施設の整備をはじめ、教育水準の維持向上が図れるよう、校舎、屋内体育館、プール等の整備充実はもとより、コンピュータ等情報機器の整備など、教育環境の整備促進をします。

### ウ 教育環境の整備

地域との深い関わりを重視しながら、少人数学級の良さや、本県の恵まれた森林資源など自然環境の特性を生かした教育活動の充実を図るため、弾力的な教育課程の編成や指導法の工夫改善を行うなど地域と密着した教育の充実に努めます。

さらに、市部や近隣の学校との積極的な交流を促進するほか、情報ネットワークの整備を図ります。

### エ 人材の育成

地域の担い手となる人材を育成するため、児童生徒に対して、地域に対する誇りや郷土愛を育む地域の歴史、文化等を学習する機会を拡大します。

また、健全で豊かな人間性のある人材を育成するため、教育の充実及び地域社会との連携を図るとともに、創造性豊かな人材を育成するため、地域の自然資源を活用した体験学習活動等を促進します。

さらに、社会の変化に対応できる人材を育成するために、男女共同参画社会・ノーマライゼーション・国際交流等に対する活動を促進します。

### オ 生涯学習の推進

生涯にわたる学習活動が円滑にできるよう関係機関等との連携強化を図り、学習

機会の充実に努めながら、地域における生涯学習の拠点施設としての公民館や図書館の整備・拡充を促進します。

さらに、広域学習圏形成を図り、生涯学習を通じた地域内交流・地域間交流を促進できる環境整備を行います。

#### カ その他

学校は、地域の教育・文化の中心的な役割を担っており、地域活動の拠点としての機能を有していることから、施設の開放や余裕教室の活用を行い地域の活動を促進します。

また、振興山村においては、児童生徒の通学距離が長くなる傾向があることから、通学手段の確保を図るとともに、通学経路の安全が図られるような環境整備を促進します。

さらに、他地域との教育格差が生じないよう、教員を対象とした研修会・交流の充実など、教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、教員住宅の整備等、生活環境整備に配慮します。

## (7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

### ア 社会・生活環境整備の現状と基本方針

振興山村における生活環境改善のための社会基盤整備については、近年、重点的に行われているところですが、上下水道などの根幹的施設について、都市部との格差が広がっている状況にあります。これらの整備による生活環境の改善が、都市部と同様な生活を実現することになり、地域の担い手となる若年者の定住化、U J Iターンの増加及び都市住民との交流を促進するための重要な要素となることから、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められています。

また、振興山村の持つ優れた自然環境を保全するための生活排水対策や廃棄物対策、さらに、医療、福祉、防災対策についても必要な整備を行い、安心して暮らせる地域づくりを行う必要があります。

このため、下水道・浄化槽等の污水处理施設の計画的、効率的な整備、快適な居住環境の確保や生活関連道路等の生活基盤の整備を推進するとともに、医師の確保、救急車の整備など医療体制の整備充実を図るなどの推進に努めます。

### イ 生活環境の整備

#### ①生活用水の確保

水道施設等の新設・拡張に努め、水道未普及地域の解消を進めるとともに、計画的に水道施設等の維持管理を図ります。また地下水、ダム等による水源開発を推進するとともに、水道事業の再編成、あるいは水源の余裕のある隣接市町村間との水の融通を行うことにより、生活用水の確保に努めます。

#### ②污水处理対策

生活環境の改善や公共用水域の保全のため、地域の特性や実情に応じた処理方法を定めた「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～」に基づき污水处理施設の整備を計画的、効率的に推進します。

また、污水处理施設整備に係る効果について、住民へ普及啓発を行うことにより、住民意識の高揚を図るとともに、地域が一体となって行う環境改善の活動を支援します。

#### ③廃棄物処理対策

環境への負荷の少ない循環型社会の形成のため、ごみの排出抑制と再利用の推進などを図るとともに、周辺的环境に配慮しつつ、一般廃棄物処理施設の計画的な整備を促進し、広域処理体制の整備促進に努めます。

また、ごみの減量化や再生利用について、住民の意識の啓発を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進し、不法投棄の防止に取り組みます。

### ウ 医療の確保

振興山村に暮らす人々が安心して安全な生活を送ることができ、健康的な生活が

できるよう、医療機関の不足等により十分な医療の提供が受けられない地域について、医療施設の整備促進をはじめ、医療体制の整備を行います。

#### ①医療機関の整備

民間医療機関の支援・公的医療機関の整備を行い、地域医療を確保するとともに、診療所の整備を行い、診療機能の充実を促進します。

#### ②医療体制の整備

地域医療の中核を担う地域医療支援病院が中心となり、周辺病院間や診療所間相互の連携を図り、良質な地域医療の提供が行われるよう努めます。

#### ③へき地医療の確保

へき地医療支援機構により、へき地医療拠点病院を中心とした、医師の派遣、代診等を行います。

また、へき地医療医師確保修学資金貸与制度等によりへき地に従事する医師等医療従事者の確保に努め、地域の医療確保に取り組む市町村を支援します。

#### ④救急医療体制の整備

緊急的な救急症例の場合、ドクターカーやヘリコプターを活用し、救急車との効率的な連携のもと迅速な救急救命措置が円滑に行われるよう搬送システムの整備を推進します。

#### ⑤災害時医療体制の充実

災害時の救援・救助活動を迅速かつ的確に行うため、広域災害・救急医療情報システムを活用した救急医療体制の充実を図ります。

### エ 保健・福祉の向上

#### ①障がい者の自立・社会参加の促進と障がい者福祉サービスの充実

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、お互いに人権、人格、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指します。

そのため、障がい者一人ひとりの特性やニーズに応じた利用者本位の支援に努めるとともに、振興山村の特性にも十分配慮しながら、身近な地域で福祉サービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、障がい者の就職相談や援助を総合的に行う障がい者就業・生活サポートセンターなどを通じ、障がい者の雇用促進に努めます。

さらに、障がい者が地域で自分らしい生活を安心して送れるよう、ホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスなどの在宅福祉サービスの拡充を図るとともに、高齢者や障がい者などが共に支え合う共生型の地域生活も視野に入れたグループホームなどの生活の場や、通所型の授産施設、小規模作業所など日中活動の場の充実を図りながら、障がい者の自立と社会参加の促進に努めます。

#### ②児童の保健福祉の向上及び増進

振興山村における要保育児童の動向と適正な定員規模に配慮しながら、保育所の

創設又は改築を促進するとともに、多様な保育ニーズに対応して乳児保育、延長保育等の特別保育対策を推進します。

また、地域における児童の健全な育成を支援するため、児童館（センター）の整備のほか、公民館、学校等を有効に活用した放課後児童クラブ等の設置運営を促進します。

さらに、児童に関する様々な問題について、家庭や関係者等からの相談に応じ、児童福祉の向上と児童の権利擁護のための相談援助活動を充実します。

## オ 消防・防災対策

大規模化、多様化する災害から振興山村の方々の生命・財産を守るため、総合的な防災体制の整備に努めるとともに、災害に強い地域づくりを推進します。

### ①防災体制の整備

災害時の振興山村の方々の安全を確保する消防団について、団員の減少や団員の高齢化の課題があることから、若者の消防団への加入促進を図ります。

さらに、防災行政無線システム未設置町村における整備を進めるとともに、衛星通信ネットワークの適切な運用やインターネット・携帯電話の活用により、社会環境の変化に対応した防災情報体制の充実強化を図ります。

### ②災害に強い地域づくりの推進

災害時に救護活動拠点や避難場所としての機能を果たす公園等の施設整備を促進するとともに、防災資材の備蓄体制の充実に努めます。

また、振興山村での洪水や土砂災害等のハザードマップの作成支援や河川情報システムの活用により、その発生時における迅速かつ的確な防災活動、避難の支援に努めます。

さらに、振興山村における濁水や水質事故発生時における迅速な対応を図るため、利水者、自治体間の連携強化に努めます。

## (8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

### ア 振興山村における高齢者福祉の現状と基本方針

振興山村における高齢化は、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が多く、また、これら的高齢者が交通の便が良くない地域に広く分散して居住しているという特徴があります。

このような中で、多様化、高度化しつつ、増大する福祉ニーズに的確に対応するため、住民の主体的な参画も得ながら、多様な主体の参画による地域福祉活動の展開を図るとともに、自助、共助、公助が相まって地域ごとに必要な福祉サービスが総合的に提供される体制の整備を図り、ともに支え合う地域福祉を推進します。

また、福祉サービスにおける需要の増大による雇用の拡大を図り、若年層等の雇用機会の確保に努めます。

### イ 高齢者の保健福祉サービスの充実

高齢者が、自らの選択に基づき、必要とする高齢者保健福祉サービスを利用できるようにするために、介護保険制度に基づいて提供される各種サービスに係る基盤整備を計画的に進め、介護保険の対象とならないサービスについても充実を図ります。

そのため、振興山村においては、広域的な調整を図りながら、介護基盤整備が困難な地域に対して、広域的な対応によるサービス提供体制の整備に向けた支援を行います。

また、要介護高齢者等の増加に対応するため、広い地域に高齢者が分散している振興山村の特性を踏まえつつ、地域の実情に応じた施設の整備を図り、保健・医療・福祉の連携強化のため、それぞれの機能を持つ施設を合築するなど複合的な施設の整備を促進します。

さらに、今後、比較的元気な高齢者が、生きがいを持って積極的に社会活動に参加できるよう、さまざまな環境整備を進めるとともに、働きたいという意向を持つ高齢者に対しては、その意欲や能力に応じた多様な就業機会の拡大に努めます。

## (9) 集落整備施策に関する基本的事項

### ア 集落整備の現状

集落は地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしていますが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方で、規模の小さな集落が数多く散在しています。

これらの小規模集落の中には、人口の流出などにより、将来的には、その機能(※)の維持が困難となることが予想される地域があるほか、現在でも、生活面での保健・医療・福祉施設の不足、産業面での担い手不足など多くの課題を抱えています。

また、日常生活におけるコミュニティ活動などの面で重要な役割を果たしている集落においては、集落人口、若年人口の減少による機能の低下や、一人暮らし高齢者世帯又は高齢者世帯の割合の増加などが問題となっており、特に、振興山村等の山間部にあるへき地集落などにおいては、この傾向が顕著です。

### イ 集落整備対策

上記の集落における現状を踏まえ、基幹的な集落については、集落機能の維持・向上と住民生活の向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路などの交通ネットワークの整備を行い、さらに、若年者や都市部からのUJIターンの促進のため、定住団地の建設や空き家等の有効活用等を図り、受皿としての生活環境の整備を進めます。

また、振興山村の小規模集落については、住民の減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持されるよう、機能補完について検討します。一方、集落が一定の地理的、社会的条件のもとに形成され、独自の風習や習慣などによって維持されてきたという事情を踏まえたうえで、それぞれの集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮し、かつ、地域の要望、意見を尊重しながら集落の再編整備についての検討を進めます。

### ※ 集落機能とは

① 資源管理機能「農林地や地域固有の景観、文化などの地域資源を維持・管理する機能（神社・仏閣や水路、河川の維持・保全など）」、② 生産補完機能「農林業など、地域の生産活動を地域住民が相互扶助によって補完し合いながら、生産活動の維持・向上を図る機能（農林業に関連する草刈りや道普請の共同作業など）」、③ 生活扶助機能「生活・コミュニティが円滑に行われるために、地域住民どうしが互いに助け合いながら、生活の維持・向上を図る機能（冠婚葬祭時における助け合いなど）」を言います。



## (10) 国土保全施策に関する基本的事項

### ア 本県における国土保全の基本方針

本県の中山間地域の農用地は県内の耕地面積の 45%を占め、農林産物の安定的な供給機能を果たしています。また、森林については、その面積が県土の約 7 割を占めており、豊かな森林とその他多くの自然環境に恵まれています。

これらの中山間地域の森林や農用地における農業の生産活動は、農林産物の安定的供給をもたらすとともに、国土保全のための多面的機能と県民の生活環境の確保に大きな役割を果たしており、本県においては、特にこれらの豊かな自然環境を維持・保全していく必要があります。

振興山村においては、これらの自然資源が多く存在し、森林・農用地の保全と適正な土地利用を推進します。

### イ 森林・農用地の管理・保全

#### ①農用地等の保全

農業の多面的な機能を十分に発揮するためには、農用地の適正な利活用が必要であることから、適切な農業生産活動の継続、農業用施設の維持管理を促進します。

振興山村等の生産条件が不利な地域においては、耕作放棄地が増加し、農業の有する多面的機能が低下しているため、耕作放棄地の発生防止と利用の促進を図ります。

さらに、農業生産基盤を整備し、農用地等の維持管理が適正に行えるような条件を整えるとともに、維持管理を行う担い手の生活環境の整備を行います。

#### ②森林の保全

森林の多面的な機能のうち、水源かん養機能や土砂流出・土砂崩壊等の山地災害防止機能は、国土保全に密接に関わっており、健全な森林の維持・造成はますます重要になっています。

このため、森林の持つ重視すべき機能の区分に応じた整備を進め、「水土保持林」の区域内では、保安林の計画的な指定を進めるとともに、保安林の水土保持機能が十分に発揮されるような治山事業を推進します。

さらに、森林の有する多面的な機能を発揮するためには、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要なことから、森林・林業を支える担い手の育成・確保を図るとともに、県産木材の安定供給と需要拡大を図ります。

### ウ 国土利用計画等との関連

本県においては、福島県国土利用計画等により、総合的かつ計画的な国土利用を図るため、県土の利用に関する基本構想や利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を定めています。

振興山村における土地利用についても、これらの基本構想等に沿った土地利用を行い、農林業生産活動と地域住民の生活環境が調和され、また、自然環境及び景観と調和のとれた土地利用を促進します。

## (11) 交流施策に関する基本的事項

### ア 本県の交流施策に関する現状と基本方針

農山漁村地域は、自由時間の増大や価値観の多様化等により、「ゆとり」や「やすらぎ」の場として、その評価が高まってきております。

これらの地域においては、豊かな自然環境、伝統文化などの地域資源及び首都圏との近接性などを活用した観光産業等の振興を図るために、県内外を問わず他の地域（都市）等との交流を促進していくことが重要となっています。

このため、本県の振興山村の市町村においては、このような流れに対応した各種の施設整備を進め、あわせて他の地域等との交流活動の展開を図ります。

さらに、本県の振興山村をより活性化するためには、自らの持つ風土や歴史に培われた独自性を再認識するとともに、県内外を問わず隣接地域等と連携・協力して、豊かで活力ある地域づくりを推進します。

### イ 地域資源（観光資源）の活用

#### ①豊かな地域資源（観光資源）を活用した魅力ある観光地づくり

本県の振興山村においては、自然環境や景観の保全に十分配慮しながら、それら地域の有する豊かな自然環境、美しい景観、歴史及び地域文化を生かして観光客を魅了し、さらに、その地域の方々が誇りを持つ新たな「地域の宝」を発見・活用し、広域的なルートを開発するなど魅力ある観光地づくりを推進します。

また、観光客の様々なニーズに対応できるように、県内の様々な地域資源（観光資源）を結びつけた観光ルートを提案して誘客を図ります。

さらに、外国人観光客が安心して一人歩きできるような案内体制の整備を図ります。

#### ②交流型・体験型観光の振興

振興山村と県内各地域との連携により、交流型・体験型などの新しい観光形態に対応した観光プログラムを充実させ、他地域との交流を促進します。

さらに、振興山村でのさまざまな体験を学びの素材として活用した教育旅行（修学旅行や林間学校等）の提案とその受入れを促進することにより、県内外との交流を促進します。

#### ③受入体制整備及び観光物産情報提供の充実

本県への観光客（来訪者）を温かく迎えるため、ホスピタリティの向上を広く普及させ、本県のイメージアップとリピーター化を図ります。

また、本県の振興山村等の観光情報や地域情報などの観光関連情報をより迅速で正確に提供できるようインターネット等を活用した情報システムの充実を図ります。

### ウ 地域間交流（連携）の促進

#### ①交流施設等の整備及び交流機会の拡大

本県の振興山村は、豊かな自然、美しい景観、歴史及び地域文化などの地域資源に恵まれていることから、これらを生かした交流・レクリエーション施設の整備を進め、都市等との交流を促進します。

また、施設の整備にあたっては、利用者のアクセス等を考慮し広域的な連携を図ります。

さらに、都市住民等が気軽に滞在できるように、グリーン・ツーリズムをはじめ、ふるさと体験ツアー、ワーキングホリデー、エコツーリズム及び教育旅行等を推進し、都市と振興山村の双方の方々との交流機会の拡大を図っていきます。

#### ②流域の交流（連携）及び情報の発信

本県の振興山村は、阿武隈川、阿賀川、久慈川など河川の源流域を有していることから、上流域と下流域の交流（連携）など、流域が一体となった取組みによる観光・レクリエーション等の振興を図るとともに、森、川、海を一体として捉える循環の理念に基づき、行政の枠を超えたネットワーク化や源流域での森林づくりなどを進めます。

また、魅力ある地域情報や交流機会の情報等についても、インターネットなどを活用して発信し、都市等との交流を促進します。

### エ 広域交流（連携）の推進

#### ①交流基盤の活用

本県においては、各生活圏の振興の核となる拠点や高速交通体系等の交流基盤の整備が着実に進んでおり、新幹線をはじめとした鉄道、高速道路、空港及び港湾など、陸上・航空・海上ネットワークによる交流が活発化しています。

このため、高速道路や鉄道等を連携の軸とした交流圏の広域化（交流の活発化）や振興山村と他の地域等とのネットワーク化による相乗的な魅力の向上を図ります。

#### ②広域交流（連携）の展開

広域交流については、東北地方と北海道地方等が一体となって取り組むものから、いくつかの市町村が連携するものまで様々な規模と目的があり、6つの県と接している本県は、県際地域の振興山村等を中心に、多様な歴史や文化的つながりを有し、また、交通基盤等の整備も進展していることから、県境を越えた一体的な広域交流圏の形成を図ります。

さらに、振興山村等においては、共有する地域資源や類似する特性を生かし、共通の目的意識を育みながら、相互補完のしくみを通じて、個性的で魅力あふれる広域的な地域づくりに取り組みます。

### オ 農山村滞在型余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進

#### ①グリーン・ツーリズムの推進

都市住民の「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求める傾向が強まる中で、本県の振興山村においては、首都圏との近接性、変化に富んだ自然環境及び豊富な農産

物などを生かして、観光・レクリエーション産業等と連携を図りながら、特色あるグリーン・ツーリズムを推進します。

②交流施設の整備及び受入体制の整備等

魅力あるグリーン・ツーリズムの推進を図るため、地域資源の掘り起こしや商品化を支援するとともに、交流拠点施設や農村滞在型施設等の整備を促進します。

また、農作業、郷土芸能及び伝統文化などに関する農山村体験プログラムの推進を図るため、参加者を指導するインストラクターの育成とその資質向上を図ります。

さらに、インターネット等を活用し、本県のグリーン・ツーリズム関連情報を全国に向けて積極的に発信します。

## (12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

### ア 森林、農用地等の現状と保全施策の基本方針

農用地は、農産物の供給や生活・就業の場であるとともに、適切な営農活動や農業施設等の管理により、県土の保全や水源のかん養、自然環境の保全形成、さらに、自然学習やレクリエーションの場、農村景観の提供などの多面的な機能を有しています。

農用地と同様に森林においても、木材生産の機能のみならず、水源かん養、県土や自然環境の保全、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用、生物多様性の保全の場などの多面的機能の発揮が求められています。

これらの森林・農用地が多くを占める振興山村においては、森林・農用地の保全がこの地域の重要な施策の一つとなっていますが、振興山村における人口は他の地域に比べると極めて少なく、さらに、人口減少や農林業の衰退により、その機能を維持することが困難となりつつあります。

このため、これらの現状を改めて認識し、森林や農業が有する多面的機能が発揮できるよう、森林、農用地等の保全のため、総合的な観点から計画的な施策の展開を図ります。

### イ 農用地の保全

#### ①耕作放棄地対策の推進

山村の農用地の多くは傾斜地にあり、まとまった耕地も少ないことから、平地に比べて生産性が悪く、担い手不足などの要因も加わり、耕作放棄地が増加しています。その結果、農用地が有している多面的機能が失われ、自然災害が発生しやすくなる恐れがあり、これを防止するためには適切な農用地の活用と管理の啓発を図る必要があります。併せて、耕作放棄地の発生防止のための活動や、耕作放棄地を利用して行う様々な活動(農作物の作付け、放牧地・飼料畑、市民農園、学校農園など)を総合的に支援します。

#### ②農業生産活動の支援

継続的な農業生産活動による農用地保全と振興山村における定住条件の改善のため、道路の整備、ほ場整備、用排水路などの生産基盤を整備するとともに、安定した農業生産力を確保・強化するため、消費者ニーズと環境に対応しながら、園芸や畜産などの一層の振興を図ります。

併せて、農業集落排水処理施設や水道施設等の中山間地域の生活環境を改善するための整備を一体的に実施し、条件不利地域である振興山村と平地との格差を是正し、山村の農業を取り巻く環境の整備を行います。

#### ③農用地の多様な利活用について

農用地の利用方法について、レクリエーションや自然教育の場として、また、都

市住民との交流の場として活用していくことにより、農用地の保全を図ります。

また、自然災害に強い県土づくりのため、農用地・農業用施設の防災・保全を進めていきます。

#### ウ 森林の保全

##### ① 公益的機能や木材の生産機能の発揮に向けた森林整備

森林整備の基本的な方向性を示すため、森林を「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」、及び「木材生産機能維持増進森林」の5つの区域に設定し、望ましい森林の姿に導くための森林整備を推進します。

##### ② 「水源涵養機能維持増進森林」の整備

森林の水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進します。

##### ③ 「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」の整備

土地に関する災害の防止や森林土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進します。

##### ④ 「快適環境機能維持増進森林」の整備

快適な生活環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進します。

##### ⑤ 「保健文化機能維持増進森林」の整備

森林の保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進します。

##### ⑥ 「木材生産機能維持増進森林」の整備

森林の木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進します。

## (13) 担い手施策に関する基本的事項

### ア 担い手の状況と育成の基本方針

第1次産業就業者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが重要となります。

しかし、山村の基幹産業である農林水産業は、農産物価格や木材価格の低迷等により停滞しており、後継者不足、配偶者不足、若年層の流出という問題が生じています。

このため、地域の中核的な担い手や経営体及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進するなど、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進めます。

また、女性や高齢者が担い手として活躍するために、女性が就業しやすい環境づくりや、高齢者が豊富な経験や技術を活かして活躍できる場の確保を進めます。

### イ 農林業の担い手対策

#### ①農業の担い手づくり

農業が持続的に発展していくために、新規就農者の育成・確保、U J Iターンによる定住の促進及び女性・高齢農業者の活動の促進を図ります。

また、農業経営の法人化を促進し、農地の集積と農業の効率化を図り、認定農業者など意欲ある担い手の育成を進めます。

さらに、農業生産の組織化に取り組み、集落営農システムの構築や農業生産組織の育成を図ります。

#### ②林業の担い手づくり

森林・林業・木材産業の振興を図るため、林業経営を行う林業経営体や林家の育成を行い、施業の集約化、多角化など生産性の向上を図ります。

また、森林組合等の事業体や新規就業者に対する支援を行い、林業労働者の育成・確保に努めます。

### ウ その他の産業の担い手対策

#### ①地域を支える人材の育成

地域の主体的で自立的な地域づくりのため、地域の核となる地域づくりリーダーの育成に向け、各種研修会、講習会、交流会等を開催し、様々な分野からの情報提供を行います。

#### ②地場産業の担い手

第三セクターの支援を行い、地場産業の担い手としての強化・育成を推進します。

#### ③伝統工芸伝承者への支援

地域における古来の伝統や文化など、地域の固有の無形財産を維持、継承するた



め、その後継者の育成を行います。

## (14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

### ア 本県の鳥獣被害の現状

鳥獣による農作物の被害額は、イノシシやニホンザル、ツキノワグマなどの獣類が中心となっています。獣類のうち、イノシシは被害額の約半分を占め、阿武隈川以西にも生息域を拡大しています。

特に中山間地域において、イノシシやニホンザル、ツキノワグマなどによる農作物への被害が大きく、深刻な問題となっています。

また、ニホンジカによる被害は少ないものの、増加傾向です。

### イ 鳥獣被害に対する対策

#### ①地域ぐるみで取り組む総合的な対策の推進

生息環境管理、被害防除、捕獲の3つの対策を総合的に実施する取組を推進します。

#### ②鳥獣被害防止対策に係る施設整備等の支援

農作物等への鳥獣被害の防止を図るため、地域の関係機関・団体等で構成する協議会の設立、捕獲機材の導入、侵入防止柵の整備等地域における取組を支援します。

#### ③技術の支援

各地域協議会に対して助言や技術指導を行うとともに、効果的な被害対策技術の開発と普及を進めます。

### ウ 地域間の連携

鳥獣被害に対して自己防衛のための技術提供と意識の啓発を行うため、集落関係者との連携を図るとともに、集落間または地域間の連携が図られるよう市町村、農業団体等との意見交換等を行います。

## (15) その他施策

### ア 自然との共生

#### ①優れた自然環境の保全

県民にとってかけがえのない財産である自然環境を適切に保全するために、国立、国定、県立の各自然公園の保護と適正な利用を図るため、と規制や指導等を行います。

また、道路、河川整備などの公共事業に際しては、地域の状況を踏まえ、自然環境や生態系の保全にも配慮します。

#### ②野生動植物の保護及び管理

県内において、その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣については、適切な管理を行うとともに、希少な動植物については、適切な保護に努めます。

#### ③良好な景観の保全

快適な生活環境や魅力ある地域づくりを実現するため、歴史的・文化的な景観を保全するとともに、地域の特性に応じた優れた景観の創造に取り組みます。

### イ 地域資源を生かした産業の振興

本県は広大な県土と豊かな自然を有し、7つの生活圏からなる様々な生活様式が見られます。本県の振興山村においては、それぞれ特色ある地域資源が存在しているため、これらを活用した産業の振興を図ります。

そのためには、地域の農林水産物を活用した加工食品等の開発を促進するため、生産者・試験研究機関・製造業者等との連携を強化するとともに、消費者ニーズの多様化に対応した新製品の開発や生産技術等の指導の充実強化を図ります。

また、本県の農林水産物や加工食品等の知名度の向上と販路拡大を図るため、全国で開催されるイベントや物産展への参加や、インターネットを活用した通信販売等を促進します。

さらに、地域の様々な資源の形態に合わせた新たな産業、くらしや産業を支えるサービス産業の振興を図ります。

### ウ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた各種施策の推進

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針に基づき、各種施策にユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、振興山村が、すべての人にとって豊かにいきいきと暮らせる地域となるように取り組みます。

#### IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である福島県総合計画「ふくしま新生プラン」（計画期間（平成 25 年度～平成 32 年度）及び福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」（平成 25 年 3 月）を作成し、“いのち”を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの「食」と「ふるさと」を基本目標として各種施策の推進に取り組んでいるところです。

山村振興対策についてもこれらの施策と整合性を図るとともに、本県における地域の特性から分かれる 7 つの生活圏における地域的な振興施策や広域的な振興施策との連携を図り、地域の特性を生かした施策推進を図ります。

また、「過疎地域自立促進特別措置法」〔過疎法〕や「特定農山村地域における農林業などの活性化のための基盤整備の促進に関する法律」〔特定農山村法〕など、主に中山間地域の活性化を目的とする関連法令、その他、農林業をはじめとする関係法令との連携を図ります。

さらに、本県で定める過疎・中山間地域振興条例の趣旨を反映するとともに、本県の重要施策である過疎・中山間地域振興戦略との整合性を図り、地域が主体となって、安全で安心して生活のできる、活力ある地域づくりに取り組んでいくものとします。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域自立促進方針（平成 27 年 11 月策定）及び同計画が策定されているところです。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図るとともに、7 つの生活圏における地域の特性を生かした振興施策を推進するものとします。